

事 業 委 員 会

令和元年9月6日(金)

## 事業委員会

日 時 令和元年9月6日（金）午前10時00分開会—午後1時57分閉会  
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹原委員長、谷崎副委員長、松尾、辻下、小川、和田、出口、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 道工、坂原、反保、中原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

家永都市整備部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

吉田都市整備部理事兼産業観光促進課長

中谷都市整備部理事

寺田総務部理事兼企画地方創生課長

是澤都市整備部副理事兼土木下水道課長兼二国推進課長

奥都市整備部副理事

奥田建築課長（住宅管理担当）

佐々木建築課長（建築担当）

西澤大阪広域水道企業団岬水道センター所長

瀬戸大阪広域水道企業団岬水道センター統括チーフ

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については全員出席です。

また、平成30年度岬町水道事業会計決算の認定についての案件がありますので、大阪広域水道企業団岬水道センター所長と統括チーフにも出席していただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催します。よろしくお願いいたします。

9月4日の本議会において、本委員会に付託を受けました案件10件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第47号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）」についてのうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

吉田理事。

吉田都市整備部理事 令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）のうち、当委員会に付託されました案件についてご説明をいたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

初めに歳入といたしまして、2 地方譲与税、3 森林環境譲与税、森林環境譲与税といたしまして188万9,000円を補正計上するものでございます。

内容といたしましては、税制改正において令和元年度から創設された森林環境譲与税で市町村分の譲与基準に基づき、譲与開始されるものでございます。

続きまして、18 寄附金、1 寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金といたしまして8万円を補正計上するものでございます。

内容といたしましては、道の駅みさきの指定管理者である株式会社プラスが産直市場よって道の駅みさき店で販売したレジ袋の収入金を本町の地球温暖化対策事業に活用していただきたいとの寄附の申し出があり、これを岬ゆめ・みら

い基金寄附金として受け取ったものでございます。

詳細につきましては、歳出でご説明をいたします。

竹原委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 続きまして、18寄附金、1寄附金、多奈川地区多目的公園寄附金といたしまして120万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、多目的公園に進出いただいております株式会社ユーラスエナジー岬より今年度も寄附の申し出がありましたので、新たに予算措置するものです。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 続きまして、21諸収入、3雑入、道の駅みさき納付金といたしまして264万7,000円を補正計上するものでございます。

内容といたしましては、道の駅みさきの指定管理者である株式会社プラスと締結した基本協定及び年度協定に基づき、道の駅みさきの運営で生じた利益に対して指定管理者から町に納付いただく納付金でございます。

同じく、みなとオアシス広報活動等助成金といたしまして10万円を補正計上するものでございます。

内容といたしましては、みなとオアシスサイクリングマップの改訂及び増刷費に充当する目的で、みなとオアシス全国協議会に申請していたもので、今回、採択されたことに伴う助成金でございます。

詳細につきましては、歳出でご説明をいたします。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 委員会資料の2ページをご参照ください。

続きまして、22町債、1町債、道路橋りょう債としまして290万円を増額補正計上するものです。

内容としましては、町道西加曽度線の狭隘部の側溝改修工事にかかる地方債です。

なお、工事の詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分としまして881万6,000円を増額補正計上するものです。

竹原委員長 続けて歳出の説明をお願いします。吉田理事。

吉田都市整備部理事 続きまして、歳出についてのご説明をいたします。資料3ページをご参照ください。

7商工費、1商工費、観光費といたしまして、みなとオアシス全国協議会に採択され歳入する、みなとオアシス広報活動等助成金の財源更正となっております。

歳出予算額に増減はありませんので、補正予算額といたしましてはゼロでございます。

具体的には、みなとオアシスサイクリングマップの改訂及び増刷費に充当するものでございます。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 続きまして、8土木費、2道路橋りょう費、一般道路整備費としまして450万円を増額補正計上するものです。

内訳といたしましては、道路改良工事としまして120万円を、また、町道西加曽度線側溝改修工事費としまして330万円を増額補正するものでございます。

内容としましては、5月豪雨により一部道路が冠水したため、歩行者の安全な通行を確保するため、緊急工事を実施する必要性が生じ、現計予算の道路改良事業費にて対応したため、今後の緊急工事等に対応する維持管理費につき緊急工事発注相当額分120万円を増額補正するものでございます。

続きまして、町道西加曽度線側溝改修工事についてご説明いたします。あわせて5ページの箇所図をご参照ください。

工事箇所につきましては、道路幅員が狭く消防車、緊急車両が進入できないため、緊急車両が進入できるよう既設道路側溝を改修するものでございます。

工事延長としましては、約50メートルを計画しています。

続きまして、3河川費、河川水路改修事業費としまして254万5,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、5月豪雨により水路改修工事、土砂の崩落対策工事等の緊急工事を実施する必要性が生じ、現計予算の河川水路改修事業費にて対応したため、今後の緊急工事等に対応する維持管理費につき5月の緊急発生分相当額分の254万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、4都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして175万6,000円を増額補正計上するものでございます。

内容としましては、下水道特別会計におけるマンホールポンプ修繕料としまして173万8,000円を、またマンホールポンプ更新工事費としまして1万8,000円の合計としまして175万6,000円を下水道特別会計への繰出金と

して増額補正計上するものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど下水道特別会計補正予算でご説明いたします。

竹原委員長 奥田課長。

奥田建築課長 続きまして、5住宅費、公営住宅維持補修費としまして450万円を増額補正するものでございます。

公営住宅改修工事につきましては、昨年末から今年にかけて明け渡しがあったうち、小田平住宅2戸、平野北住宅3戸を住宅困窮者に住宅提供を図るため、空き家の改修を行うものでございます。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 続きまして、4ページをご覧ください。

8土木費、5住宅費、空家等対策事業といたしまして230万円を増額補正するものです。

工事箇所につきましては、6ページをご覧ください。工事箇所は多奈川朝日地区の朝日会館南側にある空家となります。

この空家については、建物全体の老朽化が進み、一部の倒壊も見られ、そのまま放置すれば建物が倒壊するおそれがあり、前面道路の通行人等にも危害が及ぶ状況でありますので、早急に安全対策措置を実施する必要があることから除却工事を行うものであります。

竹原委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 続きまして、13諸支出金、1基金費、多奈川地区多目的公園管理基金費といたしまして補正予算額120万円を増額補正するものです。

内容としましては、株式会社ユーラスエナジー岬からいただいた寄附金120万円を基金として積み立てるもので、株式会社ユーラスエナジー岬は多目的公園内で再生可能エネルギー事業、太陽光発電事業を手がけており、地域とともに発展し、社会から信用される企業としてビジョンを掲げております。

寄附金につきましては、基金として積み立てを行い、用途については企業が掲げる地域貢献のための事業として活用させていただく予定です。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 同じく岬ゆめ・みらい基金費といたしまして8万円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、道の駅みさき指定管理者から頂いた寄附を岬ゆめ・み

らい基金として積み立てを行い、寄附者の意向に沿うよう地球温暖化対策事業に活用するものでございます。

同じく、森林経営管理基金費といたしまして188万9,000円を補正計上するものでございます。

内容といたしましては、本年度の税制改正に伴い創設されました森林環境譲与税について森林経営管理基金費として積み立てを行い、今後の森林整備や木材利用の促進事業に活用するものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして歳出合計1,877万円を増額補正するものでございます。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 続きまして地方債補正、変更ですが、起債の目的が町道整備事業債で、補正前限度額が2億8,310万円、補正後限度額が2億8,600万円に変更となります。

竹原委員長 報告いただきました。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんでしょうか。

小川委員。

小川委員 何点かお願いします。

歳出の3ページで一般道路整備費、先ほど緊急車両が入りにくい云々という言葉がありました。

これは道幅は、そしたら側溝工事改修と書いているのですが、道幅は多少広くなるような工事を施工されるのか、これが1点。

それと、歳出の4ページで空家対策事業、これに関して、全てこぶちをして空家撤去して更地にするという目的で行うものであるか、この2点お願いします。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 緊急車両が入るということで、現道は幅員が約2メートルありまして、その横にオープンな40センチ程の水路があります。

その40センチ程の水路を自由勾配側溝といいまして、その上を車が通っても可能な水路にやりかえます。それを約40センチですから2メートルが2メートル40センチから2メートル50センチに広がる形になります。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 答えいたします。

空家対策事業につきまして、空家の除却につきましては、建物全て除却させて

いただきまして、更地にする予定になっております。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 1点目の質問で、そうしたら、ちょっと現場を見ていないので把握はできないけども、側溝に、要はグレーチングのようなものでふたをして50センチほど道幅を広げるという解釈でよろしいでしょうか。

2点目ののは、税金を投入して空家除却工事を行うということは、これは所有者が不明であるのか、税金を投入するという事は、この理由を少し教えていただきたいと思います。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 現道が40センチぐらいのオープンの水路になっておりまして、今回、水路改修する水路は二次製品の1個が2メートルでグレーチングのついた構造になっています。

当然その上には車が通っても可能の構造になっていますので、現道の2メートルが大体2メートル40から50センチに有効幅員が広がる形になります。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。

空家の除却に関しては、所有者がたくさんいまして、一部所有者が不明な方もいらっしゃいます。

その中で、今まで除却等に対して所有者の方に対策を施していただくよう投げかけておりましたが、費用面等の問題等もあり、実施されていない状況でありました。

その中で少し危険な状況が見られましたので、町の方で実施するものであります。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 今の、一部所有者がわからなくて、大部分が所有者がわかっているという判断になるのか。そうしたら、この建物については共有物件という表現になるのでしょうか。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。

委員おっしゃられるように、一部所有者が不明ということで、複数の所有者がいらっしゃるというところになります。

竹原委員長 小川委員。



小川委員 複数の所有者があつて、その複数の所有者からは当然予算を計上しているのだからいろいろ話し合いはやって、もう泣く泣くのことだと思ふのですけども、その複数の所有者からはこの費用に当たっては出していただけないという判断なのですか。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。

今まで、現在までに一部所有者を除きまして、所有者が判明している方につきましてはお話はさせていただきまして、お願い等はしております。

その中で、今後実施するに当たっては、所有者が判明している方については土地等の寄附の申し出がありましたので、そちらのほうに基づいて申出書を取らせていただいて事業を実施する予定になっております。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 少し補足させていただきますと、元々の所有者の方がおられまして、この方が例えば1代目とします。その方の直系ということで、7男8女のお子様なり、お子様の結婚相手の方とか、そういった方含めて24名おられます。

その方を2代目としますと、まだ、その2代目の方から、またそのお子さんとか、多岐にわたって数十名とおられます。

ただし、住宅のほうの耐用年数とか価値ということで判断しますと、1代目、2代目の方にとっては相続なりの資産価値はあるでしょうけども、3代目、4代目以降の方については、現状、老朽化していますので価値がないという判断で、この1代目、2代目の方を対象にいろいろお話しさせていただこうということで作業を進めたのですけども、結局、おられる方、生存されている方というのが2代目の方で、1人おられたわけなのです。

その方に撤去の同意というのを取り付けて、現状はとて、通行人にも危ないような状況になっていますので、壊させていただくということでお話しさせていただきました。

ただし、その費用については、やはり1代目の方、一人の方だけなのでしんどいということもございまして、今の交付金もいただけるような形で、大阪府にも相談させてもらっていますし、あと土地についても、ほかにも所有者、権利のある方おられるのですけども、その方々にも寄附というような形で何とか有効活用できるようなことを、これからの作業としては出てくるのですけども、そういうような見解、考え方のもとに今回撤去させていただくということで予算を上げさ

せていただいております。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 税金を投入するいきさつはいろいろあって、相続物件であり、相続人が二十数名いて、今、相続される、事実上、お話しできるのはお一人だけということで、そこらのあたりはいろんな諸事情を踏まえて、ここで質問をするのはやめておきますけども。

これを、撤去工事を予算を組んで撤去しました、その撤去したところの土地は更地になりますよね、当然。その更地になった権利というのはどこに発生するのですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 登記上というのですか。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 今現在は土地も家もその2代目の方っておっしゃったから、名義も土地も家もその方の名義人は変わってないのかどうかわかりませんが、相続権があるというはその人の所有ですよ、当然。

町の税金を使って、その上物を撤去して、こぶちをして更地にしました。

その更地は、一体誰のものになるのですかっていう質問です。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 土地の相続関係者の方になろうかと思えますけども、基本的にはこの方々も複数名おられまして、その方々に町のほうにご寄附いただくような形で話は進めさせていただいているのですけども、その辺をこれから固めていって、町の土地として利用させていただきたいと考えております。

ただ、登記上、きちっと相続された形になっていませんので、なかなか謄本、登記的に町の所有という形にするのは、亡くなられた方とかの手続の関係も出てきますので、なかなかしんどいかなと、現時点ではそういうように思っているところです。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 今、部長が言うているように、相続登記、遺産分割協議書取り寄せて、土地の登記を例えば岬町に変えるというのは非常に困難なことだと思うのですけども、別に何ら危険な建物を税金を投入して解体することに対して、予算的に反対するわけではないのですけども、事実上、個人の財産のものを町の税金でこぶちしてきれいに更地にして、まあ、例えばこの土地に坪数万円、何十万円という値打ちが

あるものであれば、その個人の方が転売するとか、岬町、奉仕したみたいな形になりますよね。

登記上云々というのは、もう部長の言うように大変難しいことは私もよく承知しております。

でも、これを投入するのに当たっては、やはり、そういう契約書とか、お願いしているのではなくして、やはり、きちっとした約束書の書面なり覚書書なり念書なり、そういうのがやはり取り寄せてから施工するべきではないかなど、私の意見ですけども、これ以上質問しても大変答えにくい面は重々承知なので、この件はこれで結構です。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 1ページの道の駅みさき納付金のことで少しお尋ねしたいのですが、この件については6月議会でも少し聞きましたが、今度264万7,000円というか、前に思っていたより多くなってありがたいと思うのですが、一応264万7,000円になった詳細、6月のときには売上が年間4億円あって、そこからいろいろ維持費やら引いて、前のときでしたら100万円ぐらいという話だったのですが、今度260万円になった詳細、言えますか。言えなかったら結構です。言えればそれを言ってほしいのが1点と、2点目は、3ページの河川費で河川水路維持費、これ254万5,000円ですけど、一応、場所はいろいろほかにあって、多数あるので言われたいのか、もし場所言えるのであれば言っていたきたい。

それと、次に3ページの公営住宅の改修工事、3件と2件ありますが、一応450万円で、一応5件で割ると1件で90万円というようになっていますが、大体、改修する内容、どこを改修したりしているのか、その点、もし主なのがあったら言っていたきたい。この3点よろしくお願いします。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 1点目のご質問の道の駅みさきの納付金のことについてお答えさせていただきます。

1年目が終了いたしまして、指定管理者のほうと協議をして、まずは年度協定の中で、利益考え方を、純粋な営業利益にパーセンテージを掛けることということで同意いただき、年度協定書を締結したのが2年目となります。

純粋に道の駅みさきの店での収益を計算していただいて、前回の6月の協議会で報告をさせていただきました売上げが約5億3,997万円程度でした。

これは直売所の売り上げ、テナント売り上げ、自動販売機収入等を含めた売り上げでございます。

そして、人件費等の必要経費といわれる部分ですけれども、そちらを差し引きました収支が3,309万7,000円で、その部分に年度協定書である8%乗じさせていただき、納付いただいたところでございます。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 河川改修事業費の内訳についてご説明します。5月豪雨によりまして、水路改修工事、土砂の崩落対策工事等の緊急工事を実施しました。

その内訳なのですけれども、朝日川が1件、別所が2件、北出が2件、大隅が1件の計6件の緊急工事をしました。

そのトータルが254万円になります。

竹原委員長 奥田課長。

奥田建築課長 公営住宅の改修内容としまして、主に畳の張りかえ及び襖の張りかえ及び壁のクロスの張り替えがメインとなっております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 結構です。ありがとう。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 先ほど小川委員がいろいろ聞かれておりました解体の件で改めてお聞きしたいと思いますが、やはり小川委員も言われたように、口約束というか、書類で公費を投入するというのは、やはりあれだと思います。書面をもって、やはり何か覚書的なものを、代表の方がお一人おいでのようですから、そこらあたり今後どうするかというような協議書というか覚書をやはり交わしてからの解体をしていただいたほうがいいかなと思います。

あと、どうなるかわからないですから、その後、土地をどうするかとか、やはりその辺の協議を十分した上での解体にさせていただきたいと私もそれは思いますので、これは要望ですけど、やはり口約束だけの解体はいかがなものかなと思いますが。

竹原委員長 誰かに答弁。

奥野委員 していただけるならば。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 今般、補正を上げさせていただくに当たりまして、建物は今、関係される方には誓約書をいただいております。あと、土地関係、土地の相続関係人の

方には一定申出書という形で、我々、書面も準備しています。

それで、そこへ行って具体的にお話してというのが、ちょっとまだタイミング的にはまだあつてないのですが、ほぼ自分たちでも土地の管理できないから寄附するということについては特段の支障はないというようなお話もいただいていますので、何とか小川委員、奥野委員おっしゃられますように、早々に書面でもって担保取れるような形で進めていきたいと考えています。

この案件につきましては、平成24年ごろから一部のほうからも、ちょっと危ないということでお話いただいています、当初調べたかけたときにはかなりの関係人がいると。

そんな中でも、当時、代表されている方に、瓦とかそういったものが飛散しないような形で、グリーンネット、そういうようなものをかけていただいて、所有者として一応対応はしていただいていたのですが、それから7年も経過しますので、我々も現場見たところ非常に危ないという状況でございますので、その辺についてはご理解願いたいと思います。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 台風もいろいろと来そうな気配もありますので、やはりその辺もあつて、早急に解体していただいたほうがいいのかと思いますが、土地のほうで、あと、建物以外の方の所有者というのは何件もあるのですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 一応、3名ということで把握しています。土地のほう。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 建物の方も入れて、あと3名ということですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 建物はお一人です。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 そうすることで、危険のないようにだけよろしく願いしときます。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 この件で少し質問したいのですが、これ確認ですが、申出書でしっかりと何とこののですか、覚書というか、契約という形で取っていくということをお聞きしましたが、そうしたら、税金は更地にするということで上がるのですけれども、それも、もう、そしたら持ち主の方からはいただかないという、固定資産税ですよ、いただかなくなるということなのか。寄附ということでお聞きしています

ので、そうなるのか。あと管理に関しても、町の使用ということを想定しての申出書であれば、管理も町がするという事で間違いないのか、お聞きしたいと思います。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 税金については、よく道路なんかでも、例えば使わせていただいていると、所有されている土地が食い込んでいるとかいうような事例がございまして、基本的には、そういった場合減免させていただくというのが町の考え方ですので、それと同じ考えを適用していきたいなと考えています。

また、あとの土地利用については、地元のほうで朝日会館なんか利用される方とかおられるかなと思いますので、我々としたら駐車場とか、そういった形で地元でお使いいただければと思っているのですが、まだ、その具体的な用途については地元含めてまだ協議できていませんので、その辺も並行して進めていきたいなというようには考えています。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 税金の件でわからないのですが、かからない、町が持つということで、固定資産税はかからないということですか。

あと、その管理も、まだ地元の方々と管理については協議をしていく、ひょっとしたら町が管理をしないといけないかもしれないということですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 具体的にはまだ決まってないのですが、一応、工事終わったときは、土地のお話がつくまで、一応仮囲い、簡易なものですけども、できるような形で竣工後のあとの姿はそういうようになるようには予算に含めさせていただいて考えていますけども、そこについてはちょっと話の方向によるかなと思うのですが、基本的には自治区さんで管理ということになったとしても、多分、町が一定管理していくような形にはなるのかなと思います。

また土地の、税金の話ですが、ご寄附いただくということなので、税金のほうは免除していく形になるかなと思います。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 違う質問に行きます。

歳入で、森林環境譲与税が交付されるということでこちらに書いてございます。

この森林環境譲与税の税金、大まかな用途というのはお聞きしたのですが、今後の具体的な計画であったりとか動きというのは今のところありませんでし

ようか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

森林環境譲与税を基金に積み立てて、それ以降の用途についてということであると思いますが、そちらのほうにつきましては、これから大阪府と相談させていただき、そして、この間、みどり公社では森林サポート協議会が立ち上がって、各市町のフォローをしていただくようなお話も出てきております。また、千早赤阪村では、国の職員が出向されているようですので、そういったところにもお伺いして、町として、まずは森林整備をどのようにしていくか。そして、地元産の木材を利用して木材利用の促進をどういうようにしていくかを、計画を立て、基金を使って活用していきたいと考えております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 岬町には林業というのがないと思うのです。

そのあたりからも多分どう考えていくかというのが必要になってくるのかな、地元の木材をどう利用するか、そもそもの生産というところも、生産というのか、木材を活用する土壌というのか、そういうところも考えていく必要があるのかなと思うので、また動きがあれば教えていただきたいと思います。

この件はこれで結構です。

あと、道の駅みさきの納付金の件ですけれども、町として納付金の年次ですといただくという形を取っていると思うのですが、想定されている計画というのがある、持っているかなと思うのですけれども、これは、今回の額は何というか、予定されているというか、想定内の範囲の額になっているのか。また、多いのか少ないのかというところを教えていただきたいなと思います。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 道の駅みさきの納付金についてということなのですが、1年目の納付金額は97万7,000円程度でした。

2年目になって、年度協定の見直しも行いながら、264万7,000円という金額になり、私どもの想定としてはもう少し少ないものだと思っていましたが、指定管理者の努力によって支出等を切り詰めていただき、この結果となったことについては喜んでいるところです。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 最後、少し前に質問ありました一般道路整備費として、グレーチングなりの加

工工事をして緊急車両が通れるように幅員を延ばすという工事をされるということをお聞きしました。

今回はこの箇所ですけれども、岬町には古い地区といいますか、地域でやはり道が細くて、溝があるために車が通れないというところがたくさんございますけれども、今後、そういったところにも着手していくお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

竹原委員長 中谷都市整備部理事。

中谷都市整備部理事 委員ご指摘のとおり、岬町にはいろいろ細い道もございまして、淡輪地区につきましては下水道普及時にそのような箇所はほとんど側溝を改修するなどの作業をしておりますが、他の地区についてはしていない箇所もございしますので、下水道の整備と合わせまして、随時、要望があれば確認して対応していきたいなと思っております。

竹原委員長 小川委員。

小川委員 家永部長にちょっとしつこいようで、聞き漏らしたのが2点ほど、お願いします。

これ、予算執行されたら早急にかかると思うのですが、奥野委員の言っただように台風も来るかわからないし、大変危険な場所だと思うのですが、先ほど、家は解体しました、土地の相続人所有者が3人おられると言っていました。

これは執行する前に、今も随時交渉に入っておられるのでしょうか、できれば、この事業を執行する前に契約書なり念書なり、そういうのを取ることは可能でしょうか。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。

一応、事業を執行する前に誓約書なり土地の寄附の申出書というのは取る予定で事業を執行する予定になっております。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 私も何度もすみません。

ちなみに、ここは何平米ありますか。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。敷地としては約150平方メートルありまして、建物としては木造の平屋建てで、延べ床面積が約100平方メートル程度ございます。



竹原委員長 出口委員。

出口委員 2点お聞きします。

今の関連ですけれども、今、いろいろ説明を聞かせてもらっていたら、書類面でも相続面でもきちんと前に進めているようなんですけれども、実際に家永部長が前向きで仕事を進めていると確認はしているのですけれども、これ実際、冒頭に7男8女とかという説明があったのですけれども、そういう中で遺産相続するに当たって、相続権利はやはり孫まであるのですわな。

そういう中で、今、誓約書を交わしているという中でも、実際に7男8女あって、持ち主の名義は1人かどうか分かりませんが、その持ち主の方が亡くなったりした場合、息子、孫まで行くのに実際、ほんとにこの処理はできるのかなというふうな私は疑問を持っております。

孫まで判子を取らないことには処理ができないと思うのですわ。そういうこともきちんと、詳細まで確認した上の話なのか、その辺と、もう1点、先ほど大阪府と相談して撤去に前向きに考えていますということなんですけれども、大阪府からの指導があったのであって、指導だけであって、金銭は助成金というのは出ていませんのやね。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 大阪府さんとのお話というのは解体にかかる交付金について今相談させていただいているということでございまして、大阪府に一定の交付金の枠がございまして、追加要望という形になるのですけれども、使えるかどうかということをお聞きさせていただいているということでございます。

基本的に見込みがありそうなので、こういうお話も今させていただいているところなんですけれども、そこについても何とか頑張って交付金いただけるような形で進めていきたいと考えています。

また、その所有権云々なのですけれども、国のほうもそういった老朽空き家対策ということを進めていますので、我々もやはり所有者を追跡するのが難しいとか、かなりの人数の方おられますし、

そういったような状況なり、また建物の安全性、立地条件、そういったものを総合的に勘案して、町のほうで仮に先行して除却するというようなことはこれからも考えていく必要性が出てくるのかなとは思っているのですけれども、全て町のほうでというわけには基本的にやはりいかないと、それは根本的なところでは考えています。

状況に応じてというような格好で、今回は、先ほども言いましたけども7年前からということで、ちょっと危ないと言われている中でかなりの関係者がおられたり、なかなか危険性を排除できていないというところに来ていますので、今回一定の目処が立ちましたので補正上げさせていただいたということでございます。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 遺産相続というのは、法的に非常に難しい中で、それだけの孫の代まで全部把握を取らないかんということは、部長が話をしていますけども、至難の技やと思うのですわ。

それを逆に町が管理をするという形でも、また身内の中、孫までの中で誰かが一人変な方向で裁判になったときには、町は負けますよ。

だから、その辺も含めてしっかりと、弁護士もついておられますので相談していただいて、特に遺産相続で、できたら孫さんもわかれば全部権利放棄してもらったら、一番問題ないのですけども、非常にこれは難しい問題と思いますわ。

それと、今、私も現場きちんと確認しております。陳情も来ていまして、確認しております、見てますねんけど。

そういう中で、仮に、今、朝日地区の話が出ていますけども、淡輪の九搜川にも屋根が落ちたところもあるし、もう亡くなりましたけども田島議員の隣の屋根が落ちて解体するのだというようなところが岬町には何十箇所もあるのですわ。

これ、一つ例を取っていきますと、そういうまた陳情が入ってきたときには町がそれをどういように対応するのか、大阪府のほうと今相談して、それだけの対応できるのかどうか。それも十分考えていただかないと、ここ1件だけではないですよ。その辺も含めて、回答は結構ですけど、一つじっくりやはり相談しながら、間違いないような方向で工事を進行してもらいたいなというように思います。

それともう1件質問します。

吉田理事に少しお聞きしたいのですが、令和元年度からは森林環境譲与税が交付されるということで聞かせてもらって、まだ188万9,000円の使い道、用途はまだこれからの検討課題だということに今聞かせてもらったのですけども、これ各市町村によって山林保有率が変わってくると思うのですわ。

そういう中で岬町は大体70%から80%近くの山林があって、そういう188万9,000円というのはどういう形の算出方法でこの金額が譲与されたのか、その辺を少し教えてもらいたい。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

譲与税の譲与基準ということになるかと思うのですが、国のほうでの市町村の割り当て総額は160億円になっております。

その分に対して、譲与基準といたしまして私有林の人工林面積割というのがございます。

そして、もう一つは林業就業者数割、そして市町村の人口割、この三つで全国総計に対してそれぞれの市町村の割合を按分しているということになります。

岬町の場合は私有林の人工林面積というのが1,094ヘクタールとなっておりまして、林業就業者数は岬町ではお一人、これは統計数値をもって算出されておりますけれども、そして人口が1万5,938人ということで計算されたものが188万9,634円ということになります。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 この私有林、私の持ち物ということは、ほかの私有林以外、これ1,094ヘクタールあると今聞きましたけれども、公有林とか町有林がありますよね、こういうのは対象にならないのですか。

逆に、国からの譲与税とかだったら、当然、町有林も対象にはなってくるのではないかなと私はとらまえておりますけれども。その辺はどうですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 一応、新しい森林経営管理法というのがまずできておりまして、そこで譲与される財源を使って森林整備をしていくようにということなのですが、私有林で経営がもう行き届かなくなっている人工林を優先して対応していくようにということになっております。使途については、委員おっしゃいますように最終的には国有林とか公有林とかにも当てられるとは聞いておるのですが、とにかく、私有林で経営が行き届かなくなったところについて意向調査を行って、それを優先して市町村が整備・管理できるよう考えていきなさいということでございます。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 よく理解はできます。その中で、今の説明でしたら、主に私有林を主体にこの188万9,000円が国から出てるのではないかと捉まえたのですが、そういう場合は、やはり個人の持ち山の方々にはこの金額の幾らかは配分しないというような国の指導はないのですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 市町村に譲与されるものでありまして、その法律に基づいて使途の計画をつくって、市町村がしていくということになっておりますので、所有者の方への配分というのではないかと思います。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

谷崎副委員長。

谷崎副委員長 1 ページ、4 ページの森林環境譲渡税と森林経営管理基金です。

当面、積立金とすると伺っておりますが、将来的に現状額の数倍の額が譲渡されるとも聞いておるのですが、町として、かつ最終的に先ほどから話があがってる私有林等も公的管理を可能にする制度であると聞いております。

したがって、その使い道、将来の枠組み、スキームを早急に町としてまとめていただいて、議運なり本委員会等に提示いただければありがたいなと思っております。

竹原委員長 スピード感についてどうでしょうか。

吉田理事。

吉田都市整備部理事 先ほども申し上げましたとおり、これから計画を立てて、使途については計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

竹原委員長 谷崎副委員長。

谷崎副委員長 他市町村も横並びを見て、最終的に私有地も公的管理ができると、先ほどの廃屋と同じように、そういうシステムになって行くものだと思いますので、また将来額も数倍に増えてくると、そういうスキームになっておりますので、そういうの見越した枠組みづくりを考えていただきたいと思います。

竹原委員長 要望でよろしいですね。

他に質疑。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）について」のうち、

本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致でございます。

よって、議案第47号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第48号「令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 委員会資料の7ページをご参照ください。

令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金、一般会計繰入金としまして175万6,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、一般会計補正予算でご説明させていただきましたように、下水道事業特別会計における一般管理費の修繕料としまして173万8,000円、公共下水道管理費のマンホールポンプ更新工事としまして1万8,000円の合計175万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、2町債、1町債、下水道債としまして90万円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、公共下水道管理費の起債対象工事としましてマンホールポンプの更新工事の増額により起債額を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分としまして265万6,000円を増額補正計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の8ページをご参照ください。

歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費としまして173万8,000円を増額補正計上するものでございます。

内容としましては、一般管理費の修繕料としまして、マンホールポンプ2箇所について緊急に修繕を要するため、修繕料として173万8,000円を増額補正計上するものでございます。

9ページと10ページの箇所図をご覧ください。

マンホールポンプの修繕箇所図でございます。

続きまして、2事業費、1下水道事業費、公共下水道管理費としまして91万8,000円を増額補正計上するものでございます。

内容としまして、公共下水道管理費のマンホールポンプ更新工事としまして、当初計画と異なる緊急性の高いマンホールポンプの取替工事を行ったため、当初予算に不足が生じたため増額補正計上するものでございます。

11ページの箇所図をご覧ください。

マンホールポンプの取替工事箇所図でございます。

以上、当委員会付託分としまして265万6,000円を増額補正計上するものでございます。

続きまして、地方債補正、変更ですが、起債の目的が下水道事業で補正前限度額が1億5,340万円、補正後の限度額が1億5,430万円に変更となります。

竹原委員長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。和田委員。

和田委員 8ページの、今、修繕箇所というのですか、ポンプの。この場合、一応あまりとめられないと思うのですが、停止している間に修繕がどのぐらいかかってくるのか。

ほかのポンプでしているのかどうかお聞きしたいのと、もう1点の更新ということは、これはもうポンプが潰れていて新品に換えるのか。これも緊急を要するものだと思うのですが、どうですか。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 ポンプの修繕ですが、現状のポンプ2台の水位計の故障がありまして、現在はバックアップとしまして、フロートといいまして、浮き輪で稼働の制御をしています。

ただ、バックアップの浮き輪になりますので、いつどうなるかということで、緊急に水位計の取り替えが必要と考えていますので、予算計上させていただきました。

ポンプが通常は2台のポンプありまして、1台が故障中ですので、1台のポンプの稼働で今はしています。

このポンプの取り替えについても、緊急に取り替えが必要でありますので予算計上させていただきました。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 更新は1台でいけるとわかったのですが、修繕はバックアップとか何とか言っているのですが、予備のポンプがあるということでしょうか。少しわかりにくかったのやけど。

竹原委員長 補足。中谷理事。

中谷都市整備部理事 修繕のことについて補足説明させていただきます。

今回、補正で上げさせているマンホールポンプ2カ所につきましの修繕内容についてご説明させていただきます。

本来、マンホールポンプ内に汚物がたまりますと、その上限を電極によってマンホールポンプの起動停止を作業していますが、この2カ所のポンプにつきましては電極が故障したため、現在、ボールタップ、フロートによって操作しております。

フロートによって操作していますので、委員ご心配の取り替え時の停止とかはございません。

それを電極に取り替えるための作業です。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 それはわかりました。

一応、こういうポンプは耐用年数っていうのはあるのですか。

竹原委員長 中谷理事。

中谷都市整備部理事 通常、ポンプ、耐用年数ございます。ポンプの耐用年数につきましては、約15年程度だと伺っております。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

副委員長、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 なしと認めます。これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第48号「令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第48号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第51号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道海岸連絡道路整備工事（その2））」についてを議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、質疑ある方、どうぞ。

和田委員。

和田委員 この工事についてどうのことはないのですが、工事期間というのですか、いつも聞かせていただいているのですが、一応、この工事で海岸線については完了されるのかどうかだけお聞きしたいのですが。

竹原委員長 補足。中谷理事。

中谷都市整備部理事 本工事につきましては、工事予定期間を令和2年度3月31日を予定しております。

竹原委員長 ごめんなさい、令和2年度って言うからややこしいのですね、令和2年の3月31日ですね。

中谷都市整備部理事 はい、工事完了につきましては、本工事で完了となっております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 今、それを聞こうと思って、一応工事は3月31日だけど、全体の工事も今言ってくれたように、この工事で一応全部完了ということですか。

頑張ってください。工事というのはなかなか進めにくいと思うので、3月31日までに完成するように、よろしくお願いいたします。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

副委員長もよろしいですか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。



続いて、採決を行います。

議案第51号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第51号は、本委員会において可決されました。

続きまして13ページ、議案第52号「町道路線の認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 下孝子の322ですか、ここについては線引っ張っている間の距離を町道に認定するのかなと思うのですが、これ、今までこの道については農道か何かあったのかな。

今度、町道にする理由というのは何ですか。町道に認定する理由を言っているだけですか。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 町道認定する以前の現況は里道水路の一部になります。

それと、町道認定する理由は、ちょうどこの橋を渡った先に墓がありまして、橋の手前に、今、下孝子地区の広場整備と道路の拡幅工事を予定している箇所になりますので、広場もしくは墓に行く道として町道認定をする予定でございます。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 墓参りするのと広場に使用するという事で町道にするということですね。はい、わかりました。

竹原委員長 他に質疑。

辻下委員。

辻下委員 聞かせてください。

この臨港1号線、これ図面見たら関電の構内やね。

これ正門からこうなっているのだけでも、これをするということは、最終、多奈川谷川線1905番の23、この線路と、これひつつくのかな、どうかな。

竹原委員長 答弁をお願いします。

中谷都市整備部理事 今回認定予定の臨港1号線は、委員ご指摘のとおり、町道臨港線、  
終点が地番でいいますと、1905-23に接続する形になります。

竹原委員長 辻下委員。

辻下委員 というのは、これは関電から町に申し入れたと思うのだけでも、これ、恐らく  
もらった後、やはり経費がかかると思うのよ。その点はどういう具合に。

やはり、これ町の道路になったら、町道になったら後々、やはり面倒見ていか  
なければならないことになると思うのだけでも、その点も含めて少し説明してほ  
しいのですが。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 基本的には、よく宅地開発なんかでもそうなのですが、宅地の中  
にできた道路というのは道路の安全管理というのですか、そういったことを目的  
として町で移管を受けるという形になっていまして、ここも関電の企業誘致とい  
うことで、一定、開発的な道路の性格もございまして、最終的には町でお受け  
して適正に維持管理していくような形が望ましいかなと考えております。

竹原委員長 よろしいですか。出口委員。

出口委員 孝子の町道について少しお聞きします。

今、説明では、里道を町道に変更するという説明があったのですが、もと  
もと里道は大阪府の管理であって、町道と里道の幅が違うと思うのです。里道は  
狭いので、その里道の幅で十分に町道に変更できるのかどうか。

と、同時に、これをまだ道幅を広げるのかどうか、その辺はどうですか。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 一部この区間で第二阪和のときに拡幅していただいているところも  
あります。

そのほかの現道、狭い箇所につきましては、町のほうで用地買収をして拡幅す  
る予定でございます。

それと、一部広場整備する部分は、町のほうで用地買収は完了していますので、  
その分はもう拡幅することになっています。

竹原委員長 中谷理事。

中谷都市整備部理事 補足説明させていただきます。

今回、この実線で描かれている場所につきましては、第二阪和国道整備に伴い  
整備する道路となっております。

道路幅員も約6メートル程度のものに拡幅される予定です。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 今、課長の説明で、まだ買収できていない部分があると今話があったのですが、その部分は逆にまだ買収もできてないのに町道認定できるのか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 この広場整備につきましては、二国の工事に伴いまして、最初に課長も言っていましたけども、広場として整備するという予定もございました。5年ぐらい前からと思うのですけども。

そのときに、一定、地権者の方の同意も得られないというところがありまして、この工事が遅れておったのですけども、今般、地権者の方も道路として提供いただくのに同意が得られましたので、あと交付金、これまた道路の交付金使っていくのですけども、それを使う条件としても町道として整備する必要性がございますので、関電の用地の部分とあわせて今回認定として出させていただきます。

もともと下孝子の集落へ入る町道と向かい合ったところに踏切がございますけども、そこはもともと里道ということになっていたのですけども、第二阪和国道の建設に伴って大きく今、管渠できて、この管渠というのはどうしてもトンネル形式になりますので、狭いものですと利用者の安全性の問題とかございますので、8メートルぐらいの間口がございますので、それを出たところからの町道の整備ということで6メートルぐらいの町道として整備していきたいというように計画しています。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

そういう説明を先にしてもらっていたら、私も、里道でその幅3メートルほどの里道で町道認定できて、車が通れるのは軽四でいっぱいですわ。

先にそうして説明をしてもらっていたら、私も質問せずに済んだのですけどね。ありがとうございます。

竹原委員長 他に質疑。奥野委員。

奥野委員 関電の中の町道の件で1点確認させていただきたいのですが、今回、これ関電で工事していただいているのは承知しているのですが、これ、下水の管とかはあわせて工事に入っているのかどうか、そこらはいかがですか。

竹原委員長 答弁お願いします。是澤課長。

是澤土木下水道課長 下水道も開発業者と今協議はしている途中で、一応、この開発とい

うか、この道路の敷地内に汚水は開発業者のほうで設置してくれるということで進めております。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 最後には、きれいに下水管も入ってということになるということですね。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 最終的には、業者のほうで管を入れていただいて整備をしてもらうということで進めています。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第52号「町道路線の認定について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第52号は、本委員会において可決されました。

21ページ、議案第53号「消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、質疑ございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 意味わからないで聞いたら悪いのですが、今度、500円を510円と出ているのです。10円というのはどういう計算ですか。

消費税は10%と違うのですか。

竹原委員長 答弁をお願いします。寺田理事。

寺田総務部理事 消費税の2%分を加算するものでございます。

10月から消費税10%になるということで。

竹原委員長 今までは8%込みで500円だったのが、10%になることによって2%増えるから。

和田委員 まだ計算ようしません。

もう結構です。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 この条例の使用料がここに記載されています。

参考にお聞きしたいのですが、施設名で多目的広場と野球広場と芝生広場があります。

今、現在の使用率といいますか、稼働率というのはどれぐらいでしょうか。

竹原委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 平成30年度の実績で報告させていただきます。

多目的広場につきましては、人数でいいますと6,035人。主に土日の利用が多いのですが、使用回数にしましては47回。

野球広場につきましては、人数で3,677人、回数は56回、芝生広場につきましては5,832人、回数につきましては47回、合計で150回の1万5,542人が使用されております。

谷崎副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 先ほどの利用者の件なのですが、どうでしょう、平日と休日の割合ってというのがわかるようであれば、ほとんど休日かなと思うのですが、どうでしょうか。

谷崎副委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 主に、土日祝の利用が多いのが現実でございまして、ほとんど平日の利用は少ないと我々は考えております。

ただ、今後は平日の利用も上げていくようなことも考えていかないといけないのかなというところでございます。

谷崎副委員長 竹原委員長。

竹原委員長 恐らく、休日はいっぱい取られないという実態だと思いますが、せっかくあるものですから、使ってこそ整備もされる、草も生えてこないという点もありますから、その辺、また原課のほうで利用方法を考えていただければと思います。要望です。

谷崎副委員長 お返しします。

竹原委員長 それでは、松尾委員どうぞ。

松尾委員 最後に1点、合計で150回ということで、時間利用なので単純に掛け算はできないと思うので少しお聞きしたいのですが、今、この平成30年度で、後で出てくるかもしれないのですが、合計収入としてはこの3点合わせてどれくらいなるのですか。

竹原委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 後ほど決算には出てきますが、決算額としまして55万4,000円になります。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号は、本委員会において可決されました。

24ページです。議案第58号「岬町基金条例の一部改正について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号「岬町基金条例の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

続きまして、認定第1号「平成30年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、歳入の審査に入ります。

委員会資料の27ページから31ページをご覧ください。

この点について質疑ございませんか。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 1点お聞きします。

27ページの使用料及び手数料なのですが、これ、収入未済額が公営住宅使用料が14万4,800円、公営住宅使用料滞納分が272万7,597円と、これは滞納分と使用料と上段と下段とはどのような形で仕分けをして、こういう形で記帳されてるのか、確認をお願いしたいと思います。

竹原委員長 奥副理事。

奥都市整備部副理事 今、出口委員がおっしゃられました公営住宅使用料の14万4,800円につきましては、現年を表記させていただいています。

公営住宅使用料の滞納分につきましては、過年分を記載させていただいています。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 これ14万4,800円は現年で、まだ未収が残っているということやね。

それと、272万7,597円、これは私いつも聞かせてもらうのだけでも、何件分で、もう何年前からこのような形で滞納が残っているのか、その辺はどう

ですか。

両方、14万4,800円と272万7,597円の詳細をお教え願えますか。  
竹原委員長 奥副理事。

奥都市整備部副理事 まず、14万4,800円の現年分につきましては、平成30年度、2名の方が滞納されまして、しかし、現在では1名の方が完済され、また、あと残り1名の方につきましては分納誓約に基づきまして納付されている状況になっております。

続きまして、公営住宅使用料の滞納分の、272万7,597円につきましては、過年度の滞納者で、11名の方が対象となっております。

その内訳としましては、分納誓約で滞納されている方が4名、催促、督促などを行っている方が3名となっております。

残り4名の方につきましては、さきの6月議会におきまして債権放棄をした旨の報告をさせていただいております。

年数につきましては、平成12年当時の方がまだ残っております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 いつも回答は決まって分納ですということで最終は落ちつきますけども、分納分納でずっと毎月家賃というのが発生してきて、これもそこへ家賃ともどもまた分納の分の賃金を上乗せして払ってもらおうということだと思っておりますけども、実際にそれがきちんと守られているのかどうか。

それと、債権放棄はちょっと私もう少し詳しく教えてもらいたいのですが、どういう意味の債権放棄かなというのが少しわからないのと、督促も3名おられて、督促をされてる中で、これはもう2年、3年ずっと督促されているのか、その辺はどうですか。

竹原委員長 奥副理事。

奥都市整備部副理事 分納誓約で督促、催告を行っている3名につきましては、以前にこちらから明け渡し請求をして、住宅に住んでいない方になるのですが、その方を含め、住宅に住んでいない方、町営住宅に住んでいない方が3名残っております。

その方について、現在でも督促をかけたり連絡をして分納するようにお話をしている状況でございます。

すみません、債権放棄の方につきましては4名の方で、6月議会で行ってまいりました所有者が不明、それと、あと保証人、そのほかにも保証人さんについて確認を取って、全ての債権放棄の内容に、条例の中で債権放棄ができるような形で



6月に放棄をさせていただいたという形になるのですけども。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 6月議会で債権放棄させていただいた方は、この歳入の決算書の272万7,597円の中に4名の方が滞納されていた金額が含まれています。

その4名の方について、財政改革部さんにいろいろご協力いただいて、財産があるかないかとか、支払い能力があるかどうかとか、そのあたりを確認させていただいて、それについて保証人の方についても確認させていただいて、85万3,037円ということで債権のほうを放棄させていただいています。

それを加味しますと、この272万7,000円というのは現在でも190万円ぐらいという数字にはなるのですけども、そういった処理を一定させていただいているというのがございまして、また、これもよくご質問を受けたときに我々、家賃の徴収に当たっての考え方を説明させていただくのですけど、基本的にはこれ以上、滞納額を増やさないという形で現年を徴収していくと、そっちに力を入れるということで、現年になるべく100%に近づくような形で現年度分を徴収していくということで進めさせていただいているのですけども、今回も現年につきましては14万4,800円が若干未収という形になっていますけども、率でいいますと99.6%というような形で100%に近い数字にはなっていますが、ただ、このように残った方も、すぐに分納誓約をまいて、早急に回収していくというような形で現状は進めさせていただいております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 そういう中で、督促も3名あって、本人が行方不明、保証人ももう支払い能力がないというような形ですわな。取れない状況と違うの、実際に。

それを、また分納とか、そういう方向性で追求しているけども、実際無理ではないのですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 居所がわかっておられる方もおります、残っている中には。

先ほど私が言いましたのは、債権放棄させていただいた4名の方については死亡されていたりとか居所不明ということの説明をさせていただいたということです。

督促の3名につきましても、居所はわかっておりますので、これも文書なりの督促にはなりますけども、催促はさせていただいているということで、わかっている範囲で地道に進めさせていただければと、このように考えております。

竹原委員長 どうでしょうか。

他に質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 28ページの社会資本整備総合交付金で、緑ヶ丘の住宅の交付金ですけど、これはもう一応、公債はまだこれから続くと思うのですが、一応こういう交付金というのはこれで終わりですか。

竹原委員長 奥副理事。

奥都市整備部副理事 今、和田委員がおっしゃられたとおり、PFI事業の整備のほうの交付金につきましてはこれで終わりになります。

7,921万1,000円のこの内訳の中に、あと低廉化事業といいまして、近傍同種の住宅の家賃と入居者負担金基準額との差額という分の国庫補助金が入っております。その分につきましては、今後まだ引き続き交付金がいただけるような状態になっております。

竹原委員長 他に質疑。松尾委員。

松尾委員 31ページのスポーツ振興くじ助成金について、少し詳しくお聞きしたいのですけれども、これで収入が入っています。

そこからどう活用されているのかというのを詳しくお聞きしたいと思います。

竹原委員長 答弁をお願いします。寺田理事。

寺田総務部理事 このスポーツ振興くじ補助金ですが、いわゆるtotoからいただいている補助金でございまして、整備しました芝生広場の散布機とか、肥料とか、そういう経費に充当しております。

竹原委員長 よろしいですか。

他に質疑ございませんでしょうか。和田委員。

和田委員 30ページの、同じようなこと聞くのですが、道の駅みさき納付金というのがまたここに出ているのですが、これ小さい額で97万6,640円出ていますけど、一応265万円でもう終わりだ思うのですが、また何かこれ。

去年の分か、去年、このようなものありましたか。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 吉田理事を責めるわけではないのですが、30ページの市民農園の利用料が1万2,000円と出ていますよね。

これ、多分、緑ヶ丘1丁会の市民農園ではないかなと思うのですが、実際に、これ8区画かなんかあったのかな。少し私もど忘れしていますが。

これ、何区画利用されてこの1万2,000円の利用率、収入額が出ているのですか。

今、何区画が使用されていないのか、その辺はどうですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

市民農園のほうは2区画です。使用料は、お一方、年間で3,000円で、1年間でいきますと2区画で6,000円ということになります。今回、平成30年度の収入につきましては、平成29年度分と平成30年度分が収入されております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 それはわかりましたんだけど、もともと何区画あって。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 区画数の資料が、ただいま手元にないのですが、土地の筆数でいえば、5筆お借りしていましたが、この平成31年度から2筆に縮小させていたところなんです。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 これはもう6年も7年前の話だけど、その当時河合理事が担当してまして、赤字にはなりませんという形できちっとおっしゃっていましたが、実際、1年間で必要経費が1万2,000円以上に、何倍もかかっていると思うのや。その辺も少し聞かせてほしいなと思って。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 5筆の賃借料がまず2万円になります。それと、くみ取り料として1万8,000円の予算を平成30年度については組んでおります。

以上が、実質支出している費用です。

あとは維持管理として、草刈りをうちの職員で対応しております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 だから、その辺は実際には赤字ですわな。ともに職員が草刈りしても、ガソリン代も要るし、いろいろ要るのやからね。

もう実際に、この前、町長にも要望させてもらったけども、その辺もまたやはり、多少の金額だけでも、少しまた考えてもらいたいなと、要望をしておきます。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 この件については、皆さん方ご理解をいただいていると私は思っているの

ですけれども、坊の山の危機管理の体制のために耕作された方を立ち退いてもらった、そのときの条件が、かわりに我々の今、そういった農園をやっている代替としてほかにつくってほしいという要望に応じて、今おっしゃっている市民農園をあそこに開設したのですけれども、駐車場が整備されてないとか、いろんな問題があって、なかなか利用価値が、頻度が低いわけなのですけれども、やはり、そういった約束事をしている関係上、ある一定の期間は、いつ、また手を挙げてあれを使う予定と言われるかもわかりませんので、置いているわけですがけれども、やはり駐車場の整備を少ししっかりとやれば使いたいという方の申し出はあるのですけれども、今おっしゃるように、いつまでもあのようにしておくのはどうかなと私も思っていますので、時期を見て検討していきたいと、このように思っています。

竹原委員長 出口委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 歳入についての質疑を終わりたいと思います。

続いて、歳出に入ります。

お昼が近づいているので、12時ぐらいまではさせていただこうと思っております。

(「休憩」の声あり)

竹原委員長 それでは、休憩動議が入りましたので、ここで休憩をさせていただいて、再開は午後1時から始めたいと思います。

歳出から始めますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

竹原委員長 休憩前に引き続き事業委員会を続けたいと思います。

午前中、歳入のところまで済んでおりますので、歳出より入らせていただきます。

参考資料としまして、配付しております本委員会所管内訳表をあわせてご覧ください。

まず、衛生費に入ります。決算書125ページの目1保健衛生総務費のうち、節21貸付金、水道課。節28繰出金、水道課と127ページの目3環境衛生費の節19負担金補助及び交付金、土木下水道課。節23償還金、利子及び割引料、土木下水道課にかかるものをご覧ください。

福祉課の分は厚生委員会所管になりますので、事業委員会のほうをお願いします。

質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 何て言って聞いたらいいのか、額が大きいので聞かせていただきます。

125ページの水道事業会計の詳細、すみませんけど。2億円かな。

詳細、どういう目的かな。

竹原委員長 西澤所長。

西澤大阪広域水道企業団岬水道センター所長 今回、特別に出席させていただいてます大阪広域水道企業団岬水道センターの西澤です。よろしくお願いします。

和田委員ご質問の貸付金、水道課、水道事業会計貸付金2億円ですけども、これにつきましては、以前から一時的な貸し付けということで毎年借りていた分につきまして、平成30年度におきましてはそれを清算しまして、長期の貸し付けということで町のほうから水道課に貸し付けいただいている分でございます。

期間としましては10年間、元金均等で10年間で、令和元年度から10年間の返済を予定しているものでございます。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 水道のほう、町から2億円の貸し付けをしていただいていることで、返済が10年で返済するという、それでいいんですね。

西澤大阪広域水道企業団岬水道センター所長 はい。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 これ、少し補足をしておきたいと思います。

これについては、今、企業団のほうから説明させましたけども、実は、統合に当たって2億円の借金が水道課にあったということで、単年度で返すべき借金をずっと繰り延べ繰り延べしてきて、利息だけ払ってきたという経過がありました。

合併に当たって、企業団のほうから、これについては町のほうで全て払ってくれというやりとりがあって、私も直接入って、その中で、これはやはり企業団が全て負うということになっているのだから、水道企業団としてやはりこの借金を肩がわりしてほしいということで協議をする中で、企業団から、それだったら一旦、この2億円の金を返済してほしいということで、一般会計の基金の積立から2億円を返して、そして改めて企業団に2億円を貸し付けたと。

そして、それをこちらへ10年かかって毎年2,000万円ずつ返していただ

くという契約をしておりますので、もともとは水道企業会計で借金をしておった分を企業団が肩がわりして10年間で払うということにさせていただいたと理解をさせていただきたいと思います。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 とりあえず10年間で返していただくということで、はい、結構です。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 少し町長にお聞きします。

ということは、大阪府下全体が水道企業が合併したという中で、当町以外にもやはりそういうような債務を抱えている町、市があったのですか。その辺はどうでしょう。

竹原委員長 田代町長。

田代町長 ほかはないというように聞いております。

ただ、今回は特別といたらいいのじゃないですけども、私どもも統合することに賛成したいきさつの中で、企業団としては配慮していただいたものだと、私はそう思っております。

竹原委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑がなさそうですね。

質疑なしと認めます。

これで、衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

決算書138ページから147ページをご覧ください。質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 143ページの節14使用料及び賃借料ですけれども、そこに市民農園農地借地料ということで、先ほどもお話があったと思います。

これ、今5筆から2筆に縮小されたということをお聞きしましたが、これは2筆の分ということですか。

それとも、これは5筆も2筆も額は変わらずにということになっていませんか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

2筆に縮小したのは平成31年度からになりますので、平成30年度分としては5筆分の借地料ということになります。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 この件はわかりました。

その上の、草刈り委託料というのがあるのですけれども、これは、後もいろいろ草刈り委託料が出てくるのですけれども、整理したいと思いますけど、これはどこの草刈りの委託をされたということですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 こちらの草刈り委託料につきましては、多奈川、平野地区にあります平野下池堤周辺の草刈り及び淡輪16区の別所の池の草刈りです。

それと、中山農道の維持管理部分の草刈り、以上3カ所の草刈りの委託料となっております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 少し確認で、145ページの一番下に繰出金1,776万円は土木下水道課へ繰り出したというだけの話ですね、それでいいのですね。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 漁業集落排水設備特別会計への繰出金になります。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの草刈りではなくて、市民農園のうち、借地料ですけど、2筆になったら金額も変わってくるのでしょうか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 2筆になった後の借地料ですけども、本年度の契約を済ませておりました、1,200円で契約しております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 年間1,200円ということですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 5筆借りていたうちの1筆が市街化区域にありまして、その分の固定資産税が結構かかっている、それが算定根拠になっていましたので、2筆に減らした分は全部調整区域になりますので、この金額として契約させていただきました。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 今聞いて、ただ土木下水道課に繰り出したのかというけど、この下見たら漁業集落排水事業特別会計に繰り出したということですね。ありがとう。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 また、吉田理事になるのですけども、139ページの報酬の件で、農業委員会

の委員の報酬で不用額が16万8,900円出ていますけども、これは多分、農業委員さんが欠席されたので、その金額が不用になったのかなと思うのですが、その辺少し、今、農業委員さんは何名おられるか、その辺も少し確認をしたいと思います。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 現行の農業委員さんは14名でございます。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 もう一度言いましょうか。

報酬で237万6,000円計上されてあって、支出が220万7,100円で不用額は16万8,900円となってあって、なぜこの不用額が出たのかということなのです。

これは、多分、農業委員さんが1年間で欠席された方が何名かおられるのかなという質問させてもらいました。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年度から新農業委員の体制がスタートしたのですが、議会にも報酬の改定のご承認いただいた農地の最適化利用の報酬部分が増額されました。

その増額分について、当初予算ではその14名分の報酬を1年間で上げさせていただきますが、6月からの新体制でありましたので、10カ月分にとり、不用額が出た形になります。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 わかりました。私、多分ね、12カ月だった中で何人かが所用があって欠席されたので、その方の分の不払い分が出たのかなというように感じてました。

すみません、ありがとうございます。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 決算書143ページの節19負担金、補助及び交付金のところの防災テレメーター保守点検負担金13万2,000円、これ蛸池のテレメーターかなと思いますけれども、町の負担割合はどういう割合になりますか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 負担割合は大阪府との2分の1ずつの割合になっております。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

副委員長、よろしいですか。



(「なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書146ページから153ページをご覧ください。

ただし、151ページ、目2観光費、節19負担金、補助及び交付金の一部政策推進担当分は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 決算書149ページの13委託料、道の駅みさき事業活用調査委託料127万4,800円。

ここに一つあるのと、ページが飛ぶのですけれど、153ページの13の委託料、ここにも同じ事業活用調査委託料500万円とあるのですが、同じ内容の委託料が分かれてるのは、その意味合いはどういうようになるのですかね。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 質問にお答えします。149ページで上げさせていただいている委託料ですが、昨年度、補正予算で追加調査分として上げさせていただいた経費でございます。

もともと500万円の事業予算で交付金をいただいております。さらに追加調査をするということで補正計上させていただいたもの、合わせた額が総事業費となります。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 では、内容的には一つのものという感じで理解すればよろしいのですね。

それともう1点、149ページの同じく道の駅みさきの管理委託料865万8,360円、いろいろな管理が含まれているかと思うのですけれども、よくあそこのインターおりにきた中で、法面とかによく草が生い茂っていることが多いのですけれど、その辺の管理的なものはここには入っていないのですね。入ってなくて草が伸びているというような格好になるのかな。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 こちらの情報提供施設等維持管理委託料につきましては、道の駅施設内の道路部分、そして情報提供施設、24時間トイレ部分になります。

委員ご指摘の法面につきましては国の管理となっておりますので、国で草刈り

等の維持管理をやっていただいているところです。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 わかりました。町も何がし絡んでいるのかなと思いましたが、国であれば、また国にもきれいに、あそこがよく目立つところですし、またその辺お願いしたいと思います。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 149ページのアオサ取りって、これ委託料ってなっているのですが、これはどこの場所になるのかな。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 和田委員のご質問にお答えします。

このアオサ取り委託料につきましては、淡輪海水浴場を開設するに当たり、開設期間開始前に利用客のけが防止のために実施していただいている委託料でございます。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 海水浴場の海水の前のどこについているのかな。岩へついているのか。

吉田都市整備部理事 ただいまの質問ですけれども、海水浴場エリアの海面や海底、海から打ち上げられた、海岸にたまっているアオサを掃除していただいているものになります。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 153ページの委託料、13委託料、580万円計上されていまして、その中で産業観光促進課で道の駅みさき事業活用調査委託料と特産品の開発事業委託料ですけれども、これはどういう内容の、特産品でもどんなものを開発しているのか、その詳細を少し教えてほしいのですわ。500万円と80万円ですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 まず、事業活用調査のほうは、交付金を活用するに当たりまして、都市再生整備計画というのをまず立てておりまして、道の駅の整備前に道の駅周辺地区の整備計画というものを立てております。

その中で、一定の観光交流人口の拡大なり、安全安心に関する満足度なり、生活環境に関する満足度について、その時点の目標指標を設定して計画を出しております。

その目標指標について、道の駅が完成して、目標に沿って十分達成できている

かどうかというものを交付金事業として最終年度に実施しなければいけないということになっておりまして、実施したものでございます。

特産品開発事業につきましては、その計画で、町からの提案事業として実施すると掲げた事業となっております。

これについては、計画時点で特産品と言われておりました古代米、フグの養殖、がございましたので、その古代米とフグを活用して地域の方々に食育とかのメニューをつくっていただいて、レシピ化して道の駅に置かせていただいたり、丘の上食堂のほうで、フグと古代米を使ったメニューの試作品を考えていただいたりということで、実施したものでございます。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 よく理解できました。

ただ、フグの養殖、古代米、これは約8年か10年前から、ずっとこういうような事業を個人でもやられておりましたね。

そういう中で、これは毎年こういうような経費が計上されてくるのですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 今回のこの特産品開発事業というのは、交付金の中で提案事業として実施させていただいたものでございますので、今回限りということになります。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 153ページの産業観光促進課の道の駅みさきかな、事業活用調査委託料500万円ですか、これは業者というのか、委託者はどこになる、よってってになるのかな。どこの委託者ですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 委託業者につきましては、指名登録をいただいている中で、株式会社地域計画建築研究所というところが委託者になっております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 地域なのですが、これは毎年委託費500万円、また今年500万円出しているのですか。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 先ほどの特産品開発事業と同じで、交付金事業でございますので、今回限りのものとなります。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 今回限りですか。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

松尾委員、よろしいですか。

松尾委員。

松尾委員 先ほど来から出ているこの道の駅みさき事業活用調査委託料ですけれども、これは調査をされて実施はされたということですが、その報告としては、また今後される予定はありますか、議会とかで。

竹原委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ホームページでは公表させていただいた経過が既にございます。

また、必要とあれば、ご説明もさせていただきます。

竹原委員長 他に質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

決算書152ページから169ページをご覧ください。ただし、162ページから165ページの目3コミュニティバス運行費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 決算書161ページの19負担金補助金のところのブロック塀撤去補助金140万4,000円、これは何件分になるのかだけ教えてください。

竹原委員長 答弁をお願いします。佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。

ブロック塀補助金につきましては、平成30年度は10件分になります。

竹原委員長 奥野委員。

奥野委員 結構です。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 155ページの14の使用料及び賃貸料、これ696万7,000円出ていますけれども、これLEDライト器具借上料696万3,408円ですか。駐車場使用料が1,600円と。

このLEDの借上料なのですけれども、何機の借上料なのですか。

竹原委員長 中谷理事。

中谷都市整備部理事 LEDの借上料、灯数につきましてはLED10KVA相当が1,426灯、それと沿岸部の耐塩式が1,098灯、それと20VA用が2灯、40VA用が153灯、40VAの耐塩型、沿岸分が147灯、100W球の道路

照明が1灯、120ワット相当の塩害用の道路照明が2灯、ランプが32灯、80VAのランプが4灯、30ワット球カルバート用の灯数が4灯、耐塩型の分が13灯で、計2,882灯でございます。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 これは、今いろんな種類がございましたけども、設置場所によって変わってきます。

当然、沿岸部は沿岸関係の部分やけども、町中とか、そういうところで取りつけが変わってくるのですか。

竹原委員長 中谷理事。

中谷都市整備部理事 LEDに更新する際に、現状と同等クラスのLED照明と交換しておりますので、以前に設置したのと同様クラスのLED照明になっております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 地区、地区によって防犯灯の要望が多いのですが、非常にその要望があつて年間年間の必要量が、料金が来年度に設置するような状況になっているのかな。いまだに、もう今年要望してもお金がないというようなことで、そういうことがあるのかな。

竹原委員長 中谷理事。

中谷都市整備部理事 防犯灯の設置要望につきましては、年度内15個を予算的に計上しておりますので、現在のところは要望のところにしましてはほとんどついていきたいと思います。

ただ、要望箇所の場所につきましては、防犯灯設置要項というのが一応ありまして、その中で防犯灯間隔が30メートルを目安としておりますので、その辺で精査させていただいている場合もあります。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 今の説明であつたら、まだその要望はあつても予算は残っているというような。

竹原委員長 中谷理事。

中谷都市整備部理事 防犯等の設置要望につきましては、前年度に自治区から要望をいただきまして、その分に対して次年度につけるという形をしておりますので。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 それだったら、よく理解できます。

ただ、当時、陸出地区でも区長から要望出させていただいて、もう今年度はその予算がないので来年度につけますということで了解もらってますけども、その

辺少し理解できなかつたので、ありがとうございます。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 163ページの節13委託料の土木下水道課の夕野池町民交流広場公衆便所清掃業務委託料と、その下の夕野池及びカイカ池町民交流広場草刈業務委託料というので、それぞれ金額が上がっています。

基本的な考えをまずお聞きしたいのですけれども、以前も少し言いましたけども、例えば町にある広場や公園の維持管理についての考え方というのを伺いたいなと思うのですけども。

今回はこういうように町が管理をするために費目が上がっていて、それを執行されたということですが、町内いろいろ公園がある中で、ほかはどういうようなバランスで維持管理というのをされているのかなというのをお聞かせいただければと思います。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 この夕野池のトイレにつきましては、当初、地元さんと協議して、お願いしていくような方向性もあったのですけども、基本的に、今、非常にハイキングとか、そういった観光で淡輪のほうへ行かれるという方もおられまして、ちょうどそのルートにこのトイレが当たると、そういうことも勘案いたしまして、基本的に誰もが使える公衆便所ということで町のほうで維持管理なり清掃、これはさせていただくようになりました。

ただ、夕野池を整備したときの経緯もございまして、地元の方たちは目を配っていただいていると言いますか、ちょっとしたことでしたら維持管理にはご協力いただいています。

また、草刈りにつきましても、同じような形で、平場とかの部分についてはいろいろと作業もいただいておりますけども、基本的に法面だったりとか、なかなか専門でないと難しいようなところは町が草刈りもさせていただくということで、この公園については、今、言ったように、そのような予算措置をさせていただいている状況です。

ほかの施設、公園ということですが、ちょっとほかには思い当たるところはないのですけども、産業観光のほうで所管している漁港にある便所なんかですと、同じように町のほうで清掃等の管理をさせていただいているというような状況です。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 ほかに児童公園とかもあると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

竹原委員長 それは厚生委員会の所管になります。

続いてどうぞ、いいですか。

ほかに質疑。土木費について質疑いいですか。副委員長もよろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書200ページから205ページをご覧ください。

ただし、200ページから201ページの項2、目1その他公共施設、公用施設災害復旧費のうち節13委託料（総務課）、節15工事請負費の一部（総務課外）、202ページから205ページの項4文教施設災害復旧費（学校教育課外）204ページから205ページの項5民生施設災害復旧費（福祉課外）と項6衛生施設災害復旧費（住民生活課）は、他の委員会の所管ですので除きます。

ややこしいですが、事業委員会のほうをお願いしたいと思います。質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 この中でたくさんの災害復旧工事というのが上がっております。恐らく今年の9月4日の台風の事柄でこういうようになっているのかなと思うのですけれども、これ、災害復旧工事もこれ全部含めて町の災害額というのですか、その総額って大体幾らぐらいになるのですか。

竹原委員長 わかりますか。

相馬財政改革部長。

相馬財政改革部長 決算書の201ページを見ていただきますと、災害復旧費の総支出額が出ております。

それを見ますと、2億2,044万6,716円となっております。

竹原委員長 松尾委員、個々の案件はないのですか、総額だけ。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

竹原委員長 なしと認めます。

これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書206ページから207ページの目4海釣り公園管理基金費をご覧ください

さい。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 質疑なしと認めます。

これで諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します、

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「平成30年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は認定することに決定しました。

認定第4号「平成30年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

決算書249ページから264ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員長 なければ、質疑をなしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第4号「平成30年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)



竹原委員長 満場一致であります。

よって、認定第4号は、本委員会において認定することに決定しました。

続きまして、認定第5号「平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(挙手全員)

竹原委員長 それでは、決算書265ページから274ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 272ページの公債費の利子ですか、1,054万6,000円となっているのですが、今、漁業集落の公債費というのですか、小島地区のことと思うのですが、漁業集落の、あと公債費こうして払っていますが、あと何年ぐらい払わないといけませんか。

竹原委員長 和田委員、何ページの。

和田委員 272ページの公債費で、漁業集落排水総務費の中で。

竹原委員長 わかりますでしょうか。

和田委員 年間、公債費で1,000万円ほど払っていると思うのですが、もうできてから大分になると思うのですが、あと何年ぐらいかかるのかだけちょっと願いたい。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 手元にちょっと資料持っていないのですが、起債させていただく場合は、下水道事業の場合は一般的に30年ということで起債させていただいていますが、何年からというのがちょっと。

毎年毎年ということもございます。

和田委員 もう10年ほどになっていると思うのですが。

家永都市整備部長 また調べて後ほどご報告させていただきます。

和田委員 結構です。

竹原委員長 今から採決しなければならないのですが、答えがわからずに判断できますか。

和田委員 もう結構やけど、もし出せるのでしたら、すぐ出せる。

竹原委員長 少し休憩させてもらおうかなと思います。

しっかり調べてもらって採決をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、休憩ということをお願いします。

(午後 1時50分 休憩)

(午後 1時52分 再開)

竹原委員長 それでは、休憩を解きまして委員会を続けたいと思います。

それでは答弁をお願いします。家永部長。

家永都市整備部長 先ほどのご質問のお答えですけれども、手元に償還の資料がございまして、平成30年度、今、審査いただいている分ですけれども、それについては1,054万5,418円ということで起債されておりまして、これが令和15年度まで同じ金額で返済が続きます。その後、金額が少しずつ下がるのですけれども、それから5年、5年償還することになりまして、最終年度が令和20年度という計画になっております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 もう一度言うて。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 最終の返済年度は令和20年度ということになっています。

和田委員 令和20年度。

家永都市整備部長 ですから、あと20回支払があるということです。

和田委員 あと1年思ったけど、違います。

家永都市整備部長 手元の資料にスタートがございませんので。

和田委員 結構です。あと20年ほどかかるということですね。

竹原委員長 部長のほう、よろしいですかね。

それでは、マイクのスイッチを切っていただいて。

それでは、これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第5号「平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、認定第5号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第10号「平成30年度岬町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑ございませんか。

決算書のページは384ページから436ページになっております。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第10号「平成30年度岬町水道事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、認定第10号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件10件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、事業委員会を閉会します。

(午後 1時57分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年9月6日

岬町議会

委員長 竹原伸晃